

被害者が加害者にされた！JR東日本武蔵小金井駅暴行事件

裁判支援NEWS

東日本旅客鉄道労働組合(JR東労組)
2025年 6月25日 No.4

第2回口頭弁論 報告集会(報告)

■主催者あいさつ
佐藤中央執行副委員長

会社は、Aさんは副長Bの業務指示に従わず、反抗して積極的に暴行を発生させ、傷害を負わせたとし、悪質性著しいとまで述べているように業務指示に従わないと描き出しています。

副長Bが行った首元を押しさえつける暴行をなかつたこととして、Aさんが副長Bを背中から地面にたたきつけたとしました。さらには、手にはペンを握りしめていたため、危険を感じて取り上げた、まるで人を襲うかのように描き出していますが、Aさんはペンを持っていませんでした。

私たちがこの裁判をたたく目的は、健全なJR東日本会社をつくるということですが、そのためには事実を全組合員と議論することが大事です。そして、会社は被害にあった社員を守らないという事実をハッキリさせなければいけません。

■裁判報告

原告代理人 長島 亘(弁護士)

■Aさんの主張

原告は、①副長Bによるパワハラ・暴行があった。②管理者による脅しによる意に反した反省文作成の強要がされた。③不当な懲戒処分がされた。④不当な出向命令がされた」と主張しています。

■JR東日本らの主張

JR東日本や副長Bらは、①面談中に途中で強引に退出しようとしたことに対する制止行為に過ぎず正当な行為だ。②あくまで説諭(悪い行いを直すように教え諭す)である。また、その後書かれた反省文は自由意思による反省である。③Aさんの行為は上司の業務命令に従わず暴行を行い、傷害を負わせたものであり、指揮命令系統・職場規律を乱すものであり懲戒処

分は当然だ。④出向命令は職場環境維持確保の観点と接客意識の向上のための出向であり正当だと反論してきました。

総じて、JR東日本は、上司に逆らうことは絶対悪であることを正面から主張してきています。このような主張が認められ、受け入れざるを得ないとなれば、これからは上司に首元を押しさえつけられないも逆らってはいけないということではないでしょうか。私たちが絶対にこのような主張を認めるわけにはいきません。

■反論の準備開始

支援者の協力を!

次の法廷に向けて、再反論の準備に入ります。「副長Bのパワハラ・暴行」については、会社、副長Bの反論の仕様があわず、実際に試してみると再現できないと思います。

また、Aさんが苦しさと恐怖のあまりに突き飛ばした行為について、副長Bの体が宙に浮き、背中から叩きつけられたとしても、事実には反するものですが、実験してみようと思っておりますので支援者の皆さんのご協力をお願い致します。

■集中攻撃を受けるAさんを支え 共にたたかおう!

今、Aさんは裁判の原告になったことにより、会社からの集中攻撃を一身に受けています。これはわかっていても非常にこたえるものです。会社はAさんを接客態度の悪い上司の言う事を聞かない問題社員として描き出しています。仮にAさんに業務上の不十分な点があっても、それは間違っても会社や副長Bの行為を容認する方向や管理統制強化に利用されるべきではありません。

集会はリモート含め164名が結集!!



会社の論理がまかり通れば、パワハラを受けても、受けた人に落ち度があるとされれば仕方ないこととされてしまいます。パワハラを受けたものが、泣き寝入りせざるを得ない、あるいは、加害者にされてしまふ。そんな事態をまかり通らせるわけにはいきません。

その為に体を張って立ち上がってくれたのがAさんです。私たちはAさんと共にたたかう姿勢を示すとともに、より一層のエネルギーを送り、支え合っていきたいと思います。

* 内容に支障のない範囲で編集しています。



▲小田原支部本柳執行委員長